

2019年度(平成31年度)
大阪府中小企業政策に関する要望と提言

2018年7月23日

大阪府中小企業家同友会

会 長 堂上勝己

代表理事 仁張正之

代表理事 森嶋 勲

代表理事 山田 茂

〒540-0011
大阪市中央区農人橋2-1-30谷町八木ビル4F
TEL 06-6944-1251
FAX 06-6941-8352
<http://www.osaka.doyu.jp>

【はじめに】

私たち大阪府中小企業家同友会（会員数 2357 名）は、1958 年（昭和 33 年）設立以来¹、自助努力による経営の安定・発展と、中小企業をとりまく経営環境の改善に努めてまいりました。中小企業家同友会は全都道府県に設立されており、2018 年 4 月 1 日現在、46,362 名の会員で構成されています。大阪同友会は 1990 年度（平成 2 年度）より毎年、大阪府知事、府商工労働部、府議会議長及び各会派の皆様、「大阪府中小企業政策に関する要望と提言」を提出し、特に府商工労働部及び各会派の皆様と毎年懇談を重ねてまいりました。中小企業家同友会は、地域経済にやさしく中小企業や市民など借り手にとって円滑に資金供給が行なわれる金融システムをめざす「金融アセスメント法」制定のため、2001 年から全国的に運動を展開してきました。大阪同友会は府下自治体の各議会に対して、「金融アセスメント法の制定を求める意見書」の採択運動を実施し、大阪府議会をはじめ府下 38 議会（86%）で採択頂き、その理解を広げることができました。その運動もあり、「連帯保証人制度の撤廃」（2006 年）、経営者の個人保証のない融資が可能となる「経営者保証に関するガイドライン」（2014 年）、「金融仲介機能のベンチマーク」（2016 年）が政府から発表され金融行政方針が変わってきました。そして、金融システムの問題だけでなく、中小企業の自助努力が報われるよう根本的な仕組みづくりが必要ではないか、と私たちの問題意識は発展しました。折しも、2000 年には「EU 小企業憲章（リスボン憲章）」や日本政府を含む 48 ヶ国によって「OECD 中小企業政策に関するボローニャ憲章」が相次いで採択され、さらに 2004 年 6 月、「イスタンブール閣僚宣言（第 2 回 OECD 中小企業大臣会合）」でボローニャ憲章が改めて評価されるなど、この間、世界経済における中小企業の重要性が強調されてきました。中小企業家同友会では 2003 年 7 月から日本独自の中小企業憲章の研究にとりかかり、2008 年にはブリュッセルの EU 本部を訪問、EU 企業産業総局と懇談するなど、中小企業憲章の制定運動に注力しました。同時に、地方自治体においては中小企業振興基本条例の制定や改定に向け全国的に運動を展開しています（2018 年 5 月現在、45 道府県 217 市 17 区 49 町 6 村で条例制定、大阪では 1 府 14 市で制定）。2010 年 2 月には中小企業庁内に「中小企業憲章に関する研究会」が立ち上がり、中小企業家同友会の会員もその研究会のメンバーとして召集され、中小企業憲章の制定に向けた議論が一気に進みました。そして 2010 年 6 月 18 日、ついに中小企業憲章が閣議決定されました。

現在、この憲章を閣議決定とどめず国民の総意として位置付けされる国会決議をめざし、2012 年から毎年、衆議院議員会館にて 200 名規模の会議を開催しています。その会議には中小企業庁長官はじめ、衆参両院から与野党の国会議員、中小企業関係 4 団体の皆様にもご出席いただき賛同の輪を広げています。また、中小企業を軸とした経済政策を戦略的に立案するために、首相直属の省庁横断的機能を発揮する会議体を設置すること、中小企業庁を中小企業省に昇格させ中小企業担当大臣を設置すること、中小企業憲章を普及するキャンペーンを行うこと、「中小企業の日」を制定することなどを政府に提案し、全国の同友会の仲間とともにその実現のため運動を進めています。

上記を踏まえ、私たちは次の基本姿勢・行動指針に基づいて要望と提言を行うものです。

中小企業家同友会の 5 つの基本姿勢・行動指針

- 1、私たちは、厳しい経営環境の中でも企業の継続発展に全力を尽くし、雇用確保と魅力ある企業づくりに取り組みます。今後の景気後退の嵐を乗り切る経営指針・戦略と社内体制の構築に総力を傾けつつ、大学や金融機関等との連携、行政施策活用などを積極的に進め、企業を守り、新しい市場創造に挑戦します。
- 2、私たちは、経営指針の確立と全社実践に努力し、21 世紀型中小企業（①お客様や地域社会の期待に応えられる存在価値のある企業、②労使の信頼関係が確立された士気の高い企業）づくりをめざします。特に、企業活動の「血液」である金融を確保するためにも、経営指針を通じて金融機関の理解を深めながら、地域での金融機関との連携を強化します。
- 3、私たちは、企業活動を通じて納税者としての社会的責任を果たすとともに、税金の適正な使い方や行政のあり方にも関心をもち提言・行動します。とりわけ、公共投資を従来型公共事業から生活基盤整備・社会福祉・環境保全・防災重視の生活整備型・自然再生型の公共投資へ抜本的に転換させることを求めます。
- 4、私たちは、企業の社会的責任を自覚し、環境保全型社会づくりに取り組みます。環境負荷の少ない企業活動を実践するとともに、エコロジーとエコノミーの統一による仕事づくりや地域づくりを行政・市民団体等と協力しながら挑戦します。
- 5、私たちは、経営者自らの教育を含めた 21 世紀の最も貴重な資源である人材育成と次世代を担う若者が働くことに誇りを持てる職場と社会の環境づくりに努めます。

（中小企業家同友会全国協議会；「国の政策に対する中小企業家の要望と提言」より）

以上の認識に基づいて、ここに中小企業政策に関する要望と提言を提出する次第です。関係各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。

（2018 年 4 月 1 日現在）

資本金額	会員数	%	社員数（パート含）	会員数	%	業種	会員数	%
～499 万円	444	18.8	0～4 人	765	32.5	製造業	651	27.6
500～999 万円	159	6.7	5～9 人	468	19.9	建設業	222	9.4
1000～1999 万円	809	34.3	10～19 人	444	18.8	情報通信・印刷業	138	5.9
2000～2999 万円	140	5.9	20～29 人	211	9.0	運輸・倉庫業	81	3.4
3000～4999 万円	158	6.7	30～49 人	199	8.4	卸・小売業	319	13.5
5000～9999 万円	86	3.6	50～99 人	150	6.4	専門家	444	18.8
1 億円～	39	1.7	100 人以上	120	5.1	サービス業	500	21.2
個人	522	22.1				その他	2	0.1
合計	2357	100.0	合計	2357	100.0	合計	2357	100.0

¹ 近畿織工品事業協同組合専務理事森田綾雄氏、関西磨棒鋼工業協同組合事務局長木下重信氏、淀川金属工業協同組合専務理事北山彌三郎氏らが、大阪中小企業団体中央会鉄鋼機械金属協議会の役員に呼びかけ、1958 年 9 月 19 日午後 2 時から大阪市北区の堂ビル清交社において設立総会を開催。初代代表幹事に森田綾雄氏、木下重信氏を選出。17 名の会員でスタートしました。（創立 40 周年記念「大阪府中小企業家同友会小史」より《1998 年 4 月刊》）

² 日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会、全国商店街振興組合連合会

2019年度（平成31年度）の重点要望

- (A) 「中小企業の日」の制定（要望提言項目 1）
- (B) 「中小企業担当副知事」の新設（要望提言項目 2）
- (C) 大災害など緊急時における府下市町村との連携によるインフラ及びライフライン総点検（要望提言項目 24）
- (D) 待機児童に関する大阪府独自の調査と支援策の拡充（要望提言項目 32）
- (E) 大阪府独自の奨学金支援制度の創設（要望提言項目 35）

大阪経済の現状確認と中小企業に対する考え方について

今、大阪の経済は厳しい現状に直面しています。大阪府の人口は、現在 881 万人ですが、2040 年には 724 万人に減少するとの大阪府の予測もあります(大阪府の人口減少社会白書)。このまま推移すれば、大阪府では、約 150 万人(堺市と東大阪市人口を上回る)が消失するという事態が危惧されます。

また、大阪の府民総生産は、2015 年に 39 兆 1000 億円(日本の GDP 479 兆円の約 8.1%)ですが、愛知県の 39 兆 6000 億円と逆転しています。ちなみに、大阪府の工業出荷額約 15.7 兆円は、工業県日本一である愛知県 44.6 兆円の約 35%という実態です。

さらに、府民の暮らしや生活においても、富めるものと富まざるものの格差が拡大し、全体として貧困化が進んでいます。非正規労働は働く人々の 4 割に達しており、雇用の不安定化が進み、生活保護世帯が増えています。

こうした現状を打開して、豊かな大阪、安心して暮らせる大阪を実現するために、大阪府政は何をしたらよいのでしょうか。わたくしたち大阪府中小企業家同友会は、「中小企業を主軸に大阪経済の活性化を図るべき」と考えています。大阪府内には、個人事業主と会社を含めて 29.4 万社の企業があり、そこで 426.7 万人が働いています。そのうち中小企業・小規模企業は、企業数の 99.6%、従業者数の 67.4%を占め、大阪経済と府民生活を支えています。これらの中小企業において強靱な企業づくりを進め、一人でも多くの雇用を維持し発展させることが重要と考えています。さらに、これら個別企業での企業づくり(点)を基本に、企業と企業、企業と自治体や大学・諸団体との連携による地域づくり(線)を進め、地域(エリア)で中小企業を主軸にした地域づくりをさらに強力に推進していくことが重要と考えています。

このような草の根からの企業づくりと地域づくりを、金融、税制、労働環境、公共事業など、大阪府として全力で支援していただくことにより、地域の人々の生活をよくし、地域の活性化につなげていけるのではないのでしょうか。このことは、中小企業憲章(2010 年閣議決定)と大阪府中小企業振興条例(2010 年、大阪府議会で議決)の理念を具体化することでもあると考えます。

1、大阪府中小企業振興基本条例に関する要望と提言

- (1) 中小企業振興基本条例前文及び第 3 条「府の責務」の趣旨に沿って、次のような具体策を講じてください。

要望提言項目 1 「中小企業の日」の制定

「中小企業のまち大阪」との認識を府職員のみならず、府の内外に広く PR するために、大阪府議会各会

派の議員の方々にも関心を持っていただいている「中小企業の日」を制定してください。「中小企業の日」には、中小企業の真の姿を府民に知らせる活動として、例えば、小中学生を対象としたイベント、一般府民を対象としたシンポジウムなどを大阪府が主催し企画・開催してください。

要望提言項目 2 「中小企業担当副知事」の新設

中小企業振興基本条例の趣旨を大阪府庁各部局全体のものにするために、総合的な中小企業政策を立案・企画・調整する「中小企業担当副知事」³を新設してください。そのことで条例、ひいては中小企業憲章の趣旨に則り、中小企業振興の観点から各部局を横断して、助言・指示あるいは調整等の機能が発揮できる仕組みになると考えます。

要望提言項目 3 中小企業への訪問強化と実態把握

これまでの大阪府からのご回答では、「営業マインドを持ち、(中略)、企業への訪問を積極的に行う」ことを示されています。この考え方を大阪府下自治体職員とも分担しながら、徹底して訪問活動を強化し、中小企業の実態を把握してください。企業訪問は、施策の PR にとどまらず、中小企業の生の声、ニーズの汲み上げ等施策を立案するためにも、大いに役立つものと考えます。同友会としても、訪問の受け入れ、グループウェア (e.doyu) による PR など大いに協力させていただきます。

要望提言項目 4 「事例発表フォーラム」を継続実施

中小企業施策を活用した企業による報告を交えた「事例発表フォーラム」(大阪産業振興機構主催)のよう な取り組みは大変好評ですので、このような具体的でわかりやすい施策説明会を継続して実施してください。

2、中小企業が活躍しやすい環境をつくるための要望と提言

(1) 海外展開しやすい環境づくり、認定制度等に関して

要望提言項目 5 海外の展示会に出展する中小企業に対し、出展費や宿泊費、運送費などへの補助金創設

海外の展示会に出展する際、中国や台湾、韓国、香港など東南アジアの国々では出展企業に対し、出展費、宿泊費、運送費などに直接補助金を支出し自国の中小企業を応援しています。ジェトロの「アフリカビジネス実証事業」⁴に上限額 300 万円で旅費や滞在費などが補助される支援策がありますが、わずか 5 件限定であり、展示会などの出展の場合はほとんど自己負担での出展となります。中小企業憲章や大阪府中小企業振興基本条例には中小企業の海外展開を支援することが述べられており、大阪府においても憲章や条例の精神に立って、出展費や宿泊費、運送費などへの補助金を創設し、他国に負けない支援策を講じてください。

新規 要望提言項目 6 海外にチャレンジする中小企業の現地サポート体制充実

大阪府は、上海に駐在員事務所を設置しています。また、インド、インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマーにそれぞれ大阪ビジネスサポートデスクを民間委託し、海外ビジネスを展開する企業に対し支援しています。その機能をさらに充実させるために、これら ASEAN 諸国を統括する事務所を創設するとともに、欧米、アフリカ等世界各国にも増設し、中小企業が世界にチャレンジできるよう、世界の国々における現地サポート体制を充実させてください。

要望提言項目 7 モノづくり以外のサービス業なども含む新たな認定制度の創設

国内の質の高い技術力・サービス力のある中小企業を早期発掘するためにも、「モノづくり」だけでなく、流通、サービス、運輸・通信、IT など他にない固有の技術やサービスに対して評価を行い、例えば「地域ブランド企業賞」や「オンリーワン企業賞」のような認定制度を創設してください。

³ 商工労働部担当という趣旨ではなく、府庁横断的な立場を意味します。

⁴ アフリカにおける拠点設立を目指しビジネス企画書が採択された企業は、アフリカ進出にかかる課題や解決方法等を明らかにする実証活動をジェトロと協議し実施。日本企業の対アフリカビジネスの円滑化を図る取り組みのことです。

要望提言項目 8 エコミックガーデニング (EG おおさか) の強化・発展

大阪版エコミックガーデニング(EG おおさか)を府下各自治体に具体的な政策として反映されるように、さらに強化・発展させてください。

要望提言項目 9 エコアクション 21 の評価点引き上げ

エコアクション 21⁵認証取得企業の評価点を引き上げてください。大阪府建設工事指名競争入札参加資格審査における等級区分について、平成 27 年度よりエコアクション 21 認証取得企業は 4 点加点されるようになりました。他県のもの単純に比較はできないと思いますが、兵庫県は 16 点、滋賀県は 10 点となっています。大阪府の方針である環境にやさしい事業活動をより一層広げるためにも、地域貢献度を策定するなどさらに評価項目が追加できないか検討してください。

(2) 人材育成、キャリア教育、高校生の就職活動支援、府立大学での講義などに関して

新規 要望提言項目 10 高校生の企業定着率向上のためのキャリア教育、企業研修の実施

高校求人において企業側と高校生のミスマッチは少なくありません。ミスマッチを少なくし高校生の企業定着率を高めることが重要です。就職前に働くことへのキャリア教育、企業研修（インターンシップ含む）の実施・支援策を講じてください。

要望提言項目 11 大阪労働局が行う合同企業説明会の複数開催の実施

大阪府が大阪労働局（厚生労働省）と共に主催している「合同求人説明会」は、府下の高校卒業予定者を対象に 11 月頃に 1 回だけ開催されています。愛知県では同様の説明会を開催地域も分散させ、年 3 回開催しています。とりわけ大阪府における高卒者の就職率は近畿で最下位、全国でもワースト 2 位という状況⁶を踏まえると、年 1 回開催というのはあまりにも少なすぎます。参加企業も 112 社（平成 29 年 11 月）と限られ、応募した企業の多くが抽選で落とされるだけでなく、そのことで学生の選択肢が狭められることにもなります。大阪府も主催者ですから、大阪労働局とも協議し、地域別に複数開催するよう早急に対策を講じてください。

新規 要望提言項目 12 大阪府教員の企業研修制度受講者数の目標設定及び教員と経営者が共に学び情報共有できる場の設定

現場の教員は実社会（民間企業）での経験が少ないことに鑑み、新規採用、または採用後 5 年以内の教員に対する企業研修を義務化し、段階的に受講率を高めることをめざし、当面 50%の受講率を目標設定し取り組んでください。また、高校教員と中小企業経営者が共に学び、情報共有する場を設けてください。

要望提言項目 13 実社会に即した税と年金制度等を学ぶ授業の実施

18 歳選挙権実施を踏まえ、中高校生が税や年金制度の知識をある程度身につけ社会に出ることはとても重要なことだと考えます。自身の問題としてリアルに捉えるために、税や年金制度等が実生活とどのような関係にあるか、中高校生自身の生活とリンクさせながら具体例から学ぶ授業を市町村とも連携し実施してください。

要望提言項目 14 大阪府立大学の中小企業関連講義における学生への中小企業憲章や大阪府中小企業振興基本条例の配布とこれに基づく中小企業の社会的役割などの正しい理解を促進する講義の実施

大阪府立大学の中小企業関連講義における学生には、中小企業憲章や大阪府中小企業振興基本条例のパン

⁵ エコアクション 21 は、全ての事業者が、環境への取り組みを効果的、効率的に行うことを目的に、環境に取り組む仕組みを作り、取り組みを行い、それらを継続的に改善し、その結果を社会に公表するための方法について、環境省が策定したガイドラインです。エコアクション 21 ガイドラインに基づき、取り組みを行う事業者を、審査し、認証・登録する制度が、エコアクション 21 認証・登録制度です。

⁶ 「平成 30 年 3 月新規高等学校卒業者の就職状況に関する調査」（文部科学省）

フレットを配布してください。また、これに基づき中小企業の社会的役割などの正しい理解を促進する講義を実施してください。現代システム科学域マネジメント学類の「ベンチャービジネス」講義の再開、中小企業論の講義新設なども同時に進めてください。これまでのご回答では「講師派遣のご提案については、必要に応じて大学法人で調整させていただきます」とのことでした。ご要請頂ければ協力させていただきますので是非ご連絡ください。尚、大阪市立大学では中小企業経営者を講師にした夏季集中講座が毎年開講されています。

3、金融、税制に関する要望と提言

(1) 円滑な資金供給に関して

要望提言項目 15 融資判断に関し定性評価重視と保証料の引き下げ実施

2016年9月15日、金融庁は「金融仲介機能のベンチマーク」を公表しました。これは金融機関が中小企業の経営改善や、担保・保証に依存していない融資などにどれだけ取り組んでいるかを客観的に自己評価し、それを通じて取引企業の成長や地域経済の活性化につなげていくことを目的にしたものです。更に自己評価の結果を金融機関が自主的に開示することを促し、企業が金融機関を選択するための情報として活用することも想定しています。同友会が取り組んできた金融アセスメント法制定運動で提言してきた内容と多くのところで重なる部分があり、ベンチマークの策定をはじめ、「事業性評価」を重視する流れは、金融行政の大きな転換というべきもので評価できるものです。大阪府におかれましてもこの流れを一層加速させ、融資判断を定量評価偏重から定性評価重視に転換させるため、次のような具体的措置を講じてください。

- ①遅滞なく返済してきた中小企業の返済履歴（クレジットヒストリー）や経営指針書（経営理念、経営方針、経営計画）を保証審査の評価項目とし、審査によって保証料率を引き下げる。
- ②経営革新計画承認企業が目標を達成し「達成企業シンボルマーク」を交付された企業に対し、融資の際の保証料を引き下げる。

新規 要望提言項目 16 ローカルベンチマーク活用施策の拡充

国は2016年より、地域経済の縮小を背景に企業の「稼ぐ力」を高めるため、企業の事業性理解の指標としてローカルベンチマークを設定し、その活用と周知に取り組んでいます。今年度も「ローカルベンチマーク活用行動計画 2018」として施策方針が出されます。その中で、地方公共団体に対しては、ローカルベンチマーク等を活用し、

- ・地域の経済・産業に関する情報収集や分析、課題の共有を行うことを地方自治体に対し働きかける。
- ・支援策に繋げるため、ローカルベンチマークを使いこなせるよう、支援者の育成等をサポートする。

等がうたわれます。見えざる資産（知的資産）の見える化を行うことで企業の価値向上を図るため、大阪府においても、各施策にローカルベンチマークを取り込むとともに、企業がローカルベンチマークを使いやすくするために、支援者の育成に取り組んでください。

要望提言項目 17 金融行政方針の転換に対応し、大阪信用保証協会の機能が十分に発揮されるための支援・指導と説明会及び懇談会の開催

金融行政方針が大きく転換され、信用保証協会の業務のあり方についてもその役割が大きく変わろうとしています。これまでの単なる信用補完だけではなく中小企業の経営改善・生産性向上の促進に大きく寄与することが求められています。中小企業が激減する街大阪において、大阪信用保証協会がこれらの機能を十分に発揮できるよう次のような支援・指導をしてください。

- ①産業創造館にある「サポートオフィス」にて経営相談を実施していることを広く周知し、経営相談実績など積極的にPRする。
- ②毎年のように様々な新しい保証付き融資が立ち上がりますが、そのたびに借手立場に立った説明会が必要。一部、展示会などで説明時間を設ける取り組みだけでなく、広く一般に広報し説明会をメインにした企画を実施する。
- ③大阪の保証協会は「特定の団体には説明会や懇談会ができない」との見解。しかし、同友会は中小企業庁に認知されている経営者団体であり、中小企業庁の審議会にも招聘されている。同友会からの懇談会開催の要請に応じて頂けるよう保証協会を指導されたい。ちなみに、東京や愛知、福岡などでは同友会と保証

協会の懇談会や説明会が毎年開催され、同友会と覚書を交わす保証協会もある。

要望提言項目 18 「経営者保証に関するガイドライン」が適切に運用されるように、保証協会の監督・指導及び関係金融機関に対する要望

「経営者保証に関するガイドライン」が適切に運用されるように、保証協会の監督・指導強化及び関係金融機関へ要望してください。特に金融機関の場合、担当者は知っていますが、借り手が尋ねない限り金融機関側から説明をすることはありませんし、借り手側がガイドラインについて話をしても「うちの銀行の方針ですから」と経営者の個人保証は当然という態度が一般的です。

要望提言項目 19 新たな雇用創出及び維持に努める中小企業を資金面から支援する制度の創設

新規雇用に取り組んでいる中小企業の保証料率を免除する、あるいは新規雇用者が戦力になるまでの育成期間のための資金として、1人500万円程度の保証枠を創設するなど。また、新規雇用増が見込める施策に伴う資金を対象とする融資メニューとして大正銀行に地域経済活性化資金「まいど！大正です」がありますが、信金や信組にも拡大するよう強く要望してください。

要望提言項目 20 廃業に限定しない大阪府独自の「事業再挑戦システム」の創設

大阪同友会が提言しておりました「事業再挑戦特別融資（仮称）」は、2008年度より「再挑戦支援資金」として実施され、2011年度からは金融機関経由の再挑戦支援保証となりました。ただ、「再挑戦支援資金」は廃業の場合に限られており、倒産など事業に失敗した経営者が市場から永久に葬り去られる状況は変わっていません。むしろその経験を生かし、少なくとも民間の投融资が可能になるまでの期間は、様々な支援サービスが受けられるような仕組みが必要です。国に先んじて大阪府独自の「事業再挑戦システム」を確立することは、「大阪は再チャレンジしやすい街」としてアピールできるだけでなく、意欲のある人材が集まり起業が促進され開業率アップにもつなげるチャンスとなります。大阪府独自の「事業再挑戦システム」を整備・構築してください。

新規 要望提言項目 21 事業引継ぎデータベースの創設とインターネットを活用したマッチングサービスの提供

現状の大阪府事業引継ぎ支援センター経由では、高額な仲介手数料によりM&Aによる事業引継ぎを断念し廃業等を考えるケースが少なからずあります。事業継続を希望する中小企業等のために、フランスの全国取引所のような、公的機関が中心となって運営する中小企業向けの売買市場の創設およびデータベースの構築とインターネットを活用したマッチングサービスが提供できるような環境を整備・構築してください。

(2) 健康経営に取り組む中小企業支援策について

要望提言項目 22 健康経営に取り組む中小企業に対する、大阪府独自の優遇措置や支援策の創設

経済産業省は、従業員の健康管理に取り組んでいる企業を認定する制度（健康経営優良法人認定制度）を2016年度に開始しました。この制度によって、企業の社会的評価を高めるだけでなく、従業員の健康と活力向上が、結果的に業績と企業価値の向上にもつながることが期待され、全国的に取り組みが始まっています。認定を受けた企業を対象に、各自治体や金融機関が表彰や金利優遇を行うなど、それぞれの地域に応じたインセンティブを独自に付加しています。具体的には、地域金融機関と連携した融資の金利優遇措置、認定企業における社員の住宅ローン金利優遇措置、保証協会と連携した保証料の引き下げ措置、あるいは社内において健康教室などに取り組む企業に対する費用補助などがあげられます。大阪府では国の健康経営認定制度に先駆けて「大阪府健康づくりアワード」に取り組まれ、知事表彰などを行っています。ただ、全国各地の上記取り組み事例から見ると、やや支援策が不十分です。大阪府でも関係機関と連携し同様の支援策が講じられるよう働きかけてください。

(3) 法人事業税の外形標準課税適用範囲拡大について

要望提言項目 23 法人事業税における外形標準課税の適用範囲拡大は絶対にしないよう国に要望

中小企業関係 4 団体や同友会の強い要望により外形標準課税適用範囲拡大は見送られています。政府税調や財務省には中小企業は税など社会的負担をしていないかのような一面的な見方が根強くあります。実際には、賃金からは所得税や市府民税、固定資産税などが支払われ、会社自体も固定資産税や社会保険料を支払うなど中小企業は応分の社会的負担をしています。外形標準課税の対象が中小企業まで拡大されると、従業員への給与総額や資本金などが新たな課税対象となり負担が増大、ひいては地域での雇用維持も難しくなります。中小企業にも賃上げの機運が広がり、労働条件の改善が進み始めた矢先に、このような増税は景気回復の芽を摘むこととなります。現在、大阪府の法人事業税の一部が外形標準課税化されていますが、資本金 1 億円以下への適用範囲拡大は絶対にしないよう国に対して強く要望してください。

4、持続可能な大阪をつくるための要望と提言

(1) 防災・減災を重視した地震対策と地域密着型の公共投資を

要望提言項目 24 大災害など緊急時における府下市町村との連携によるインフラ及びライフライン総点検

「東日本大震災」や「熊本大地震」、かつ本年 6 月 18 日に発生した大阪北部地震の教訓を踏まえて、大阪府と府下市町村との連携によるインフラ及びライフラインの総点検を速やかに実施してください。特に、ブロック塀等の建造物に加えて、法定耐用年数 40 年超の水道管の割合が 29.3%と全国平均 14.8%を大きく上回りワースト 1 となっている大阪府の現状を踏まえその更新は急務です。

要望提言項目 25 大災害時を見据えた企業情報・データの保管支援策

東日本大震災では、津波による事業所・工場の設備・施設の破壊・流出に加え、企業の帳簿類や保有データを失う事例が目立ちました。そのような被災企業の事業再開・再建は困難を極め、各種救済制度への応募・申請書類の作成にも多大な時間と労力を要しました。大阪府による BCP 策定支援策は承知しておりますがそれに加えて、平時から企業情報・データを安全な場所へ自動的に保管できるシステムを安価に提供できないか検討してください。例えば、民間業者による同様のサービスに補助し、安価に利用できる制度を創設するなど。

要望提言項目 26 府民の住宅耐震化支援策及び断熱改修に関する補助金制度創設と広報強化

- ①「新・大阪府地震防災アクションプラン」(平成 28 年 2 月改定)で、今後 10 年間の計画を立て、「密集市街地対策」や「学校の耐震化」「防潮堤の津波対策」等々積極的に対策を講じられていますが、住宅耐震化についても急務だと考えます。本年 3 月に建築物の耐震化比率:2020 年までに 95%、住宅の耐震化比率:2025 年までに 95%を目指すことを決めましたが、それを促進するためにも市町村との連携のもと、以前から要望しております耐震改修補助限度額(現行 40 万円)の増額を行なってください。同時に、補助金対象範囲についても検討してください。
- ②住宅の断熱改修については、特に高齢者の健康問題に関連があることが指摘されています。断熱改修により血圧の改善が報告されています。また、断熱改修は各家庭の光熱費に影響を与え省エネ効果があり、エネルギー消費の抑制につながります。断熱改修に関する補助金制度を確立してください。それにより府民の改修意欲が促進されると考えられます。
- ③上記改修工事に大阪府地域材の活用促進と補助金の制度化を進めてください。
- ④各土木事務所に対し技術者の適性配置を行い、各市町村への積極的な技術指導と府民への広報活動を強化してください。

要望提言項目 27 官公需における中小企業発注率の拡大

平成 20 年度の中小企業発注比率は金額ベースで 75%以上が確保されましたが、平成 21 年度から 60%台に低下しています。70%以上の水準を維持するようにしてください。その際、建設工事だけでなく IT 案件なども可能な限り分離分割発注し、IT 関連の中小企業にも仕事が広がる仕組みをつくってください。岡山県では、「特定中小企業等優先発注制度」を創設、IT ベンチャー企業に対して役務を優先発注する仕組みをつくっています。

【金額ベースで見た官公需の中小企業発注比率 (%)】

	大阪府	東京都	神奈川県	愛知県	福岡県
平成 28 年度	68.4	53.9	68.0	71.0	82.6
平成 27 年度	65.5	55.3	68.3	70.6	83.5
平成 26 年度	60.8	59.4	70.6	68.4	80.5
平成 25 年度	67.2	54.7	75.8	67.9	84.1
平成 24 年度	69.6	59.1	71.6	76.1	85.1
平成 23 年度	67.2	54.3	71.0	71.7	82.7
平成 22 年度	67.8	54.9	71.3	73.2	83.0
平成 21 年度	65.8	56.8	68.1	72.2	82.5
平成 20 年度	75.7	52.7	67.8	76.5	79.8

新規 要望提言項目 28 大阪府無電柱化推進条例の制定を

東京都は 2017 年、東京都無電柱化推進条例を制定し、新設の電柱を原則禁止としました。大阪府でも快適で美しい都市景観と防災・安全の観点から同条例を制定し無電柱化を推進してください。また、「新設電柱」だけでなく、中心部や住宅密集地における既存電柱の地中化も促進できるよう対策を講じてください。ちなみに、東京 23 区の無電柱化率 8%、大阪市 6%に比べ、ロンドンやパリ、香港など世界の主要都市は無電柱化率 100%となっています（国土交通省 HP）。

(2) エネルギーシフト⁷で持続可能な循環型社会の創造を

要望提言項目 29 省エネ、再生可能エネルギーに取り組む中小企業への支援策

「大阪府市エネルギー戦略の提言」⁸では、原発依存からの脱却、省エネとその技術革新、再生可能エネルギーの重点化などが指摘されています。「パリ協定」の精神からも地球温暖化対策は急務です。それらの視点から、省エネや再生可能エネルギーに取り組む中小企業への支援策を構築及び拡充してください。

要望提言項目 30 地球温暖化対策に工夫して取り組む府下自治体への支援策

「ないものねだりより、あるものさがし」の発想で地域資源を発掘することが大切です。大阪の森林資源、河川力、大阪湾上の波力、風力、ごみ焼却場等の排熱を利用した給湯など、府下自治体においてそのような取り組みが進むように、以下の支援策を講じてください。

- ①各市町村とも連携し、市民共同発電所の設置場所に関して公的建築物を活用する。
- ②大阪府の森林資源の活用を前提とし、薪ストーブ設置への補助金を検討する（森林の保全と活用を通じて薪ストーブの使用促進にもつながる）。

要望提言項目 31 関西電力に対し電力料金をこれ以上値上げしないよう要望を

電力料金の値上がりは、特に製造業を中心に大きな負担となります。大阪府として、関西電力に対し徹底した企業努力を求めるとともに、これ以上値上げしないよう引き続き要請してください。

⁷ エネルギーシフトとは、生活・仕事・交通・住宅などに関わる熱源や電力・燃料などのエネルギー全般について、徹底した省エネ、地域暖房やコージェネレーションシステムで熱源を有効活用し、再生可能エネルギーによる地域内自給をめざすことで、中小企業の仕事と雇用を生み出し、持続可能で質の高い暮らしと仕事を総合的に地域全体で実現しようとする（中同協・中小企業家エネルギー宣言より）

⁸ 平成 25 年 5 月 31 日・大阪府市エネルギー戦略会議でまとめられた文書。

(3) 保育所の拡充等による女性の社会進出支援を

要望提言項目 32 待機児童に関する大阪府独自の調査と支援策の拡充

大阪府福祉部の資料⁹によると、平成 28 年 4 月 1 日現在の府下待機児童は 1434 人でしたが、平成 29 年 4 月 1 日現在では 1190 人にやや改善されたとはいえ依然多数の待機児童が存在しています。各市町村でばらつきはありますが、相対的には改善されていないと思われます。平成 29 年 10 月 1 日現在では 3922(前年 3126)人と、4月に比べ3.3倍の待機児童数になっており年度途中入所が前年以上に困難な状況にあります。一方で、複数の自治体は「待機児童 0」と発表しています。待機児童数というのは本当に実態を反映した数字なのでしょうか。実態とかい離しているように思われるので、国のカウント基準とは別に府独自に実態をより反映した調査を行い、その実態に応じた施策を講じてください。東京都では、保育士の待遇改善のため、保育士 1 人あたり月額給与補助をする方針で動いています。そのあたりも考慮に入れ保育士確保を進めてください。

要望提言項目 33 保育士の待遇改善と保育士の労働環境の整備

昨今、保育の問題が流行語に選ばれるほど、子育てママの要望がいびつな形で世論となり、潜在的な保育所不足、保育士不足は社会問題となっています。大阪府は、保育所等整備基金、安心子ども基金などを活用して市町村への補助をしています。主には既存施設の整備等が占めており、保育所等の増設ができない要因として保育士の確保が大きな問題になっています。それを解決するために、給与面を含めた処遇改善を行うとともに、保育士資格を持ったママが産休明け及び育休明けに仕事に就けるような環境整備を進めてください。また、実際に保育士の待遇改善が進んでいるのかを調査し、改善されていない保育所には指導を強めてください。

要望提言項目 34 慣らし保育期間を前月に移行させる措置の実施

女性が働きやすい環境整備において、保育所・学童保育所の存在は不可欠となっています。保育所では、段階を踏んで子どもが保育所に慣れるように短時間のみ保育する「慣らし保育」を 4 月 1 日から開始・実施しています。育児休業を終了し、慣らし保育開始日と同日の 4 月 1 日付で復職する女性が多い中で、これまで祖父母等の支援を受けて、慣らし保育期間中も多くの女性がフルタイム勤務との両立に取り組んできました。しかし、孫がいる世代でも自身が働いているケースが増える中で¹⁰、また介護問題も重なり、祖父母を頼ることが難しい事例が出てきています。慣らし保育を復職する月の前月に実施するなど、母親の仕事と両立しやすい環境整備を講じてください。また、多様化するニーズに対応し子育て支援を必要とする女性向けに、育児の豊富な知識をもつ人材による地域のサポート制度を拡充してください。

(4) 中小企業の人材確保策としての奨学金支援制度の創設

要望提言項目 35 大阪府独自の奨学金支援制度の創設

大学生の 2 人に 1 人が多額の奨学金(借金)を背負い、社会人になってからその返済負担に苦慮し、平成 26 年度で約 2491 億円(日本学生支援機構)もの延滞を生じていることが社会問題になっています。このような状況を受け、人材確保と定着、福利厚生のため、奨学金返済中の社員に対して、勤続期間等一定の要件の下で当該社員の奨学金返済額の一部を支給・援助する制度を導入する中小企業が増えています。そして、このような奨学金返済支援制度を導入している中小企業に対し、その支援額の一部を助成する新制度を創設しないし検討中の自治体が全国的に広がっています(奈良県、和歌山県、京都府、神戸市、大東市など全国 20 県 21 市で実施)¹¹。大阪府においては、22~25 歳の新規大卒・院卒就職年齢層の人口が顕著に減少する(主に首都圏に流出する)という由々しき事態が生じており、地元中小企業支援のみでなく、若年人口の府外流出防止のためにも、上記趣旨の中小企業助成制度を創設してください。同時に、事態の深刻さを踏まえ、中小企業から対象となる社員に対する支給・援助金を非課税特例扱いとし(現状は給与所得として課税)、所得税が課税されないよう国に要望してください。「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成 26 年 12 月 27 日閣議決定)において、「奨学金を活用した大学生等の地元定着や、地方公共団体と大学等との連携による雇用

⁹ 「保育所等利用児童数・入所待機児童数」(大阪府福祉部)

¹⁰ 労働力調査 長期時系列データ(総務省統計局)の「年齢階級(10歳階級)別就業者数及び就業率」によると1996年と2016年の比較で男女総数55~64歳の就業者数が135万人増、65歳以上で322万人増(うち女性55~64歳で94万人増、65歳以上で139万人増)。

¹¹ 日本学生支援機構ホームページより。20県21市で実施(平成30年5月現在)

創出・若者定着に向けた取組等を推進する」とされています。地方公共団体と地元産業界が協力し、地元企業に就業した方の奨学金返還を支援するための基金を造成することの必要性も述べられています。したがって、奨学金返還は「自己責任」「自力返済」との考え方だけで解決される問題ではないということをご理解いただきたいと思います。

(5) 大手企業による「優越的地位の濫用」行為に対する実効性ある是正措置を

要望提言項目 36 公正取引委員会大阪事務所のマンパワーを増強するよう国に要望を

大手企業がその下請けや納入業者に対して、半強制的値引き要請、「協力金」と称して売上の一定割合を赤伝処理¹²させられる、など独占禁止法の「優越的地位の濫用」に抵触する事例は少なくありません。「公正な市場環境を整える」ことは中小企業憲章にも明記されている重要な指針の一つです。このようなことが発生しない措置を講じてください。公正取引委員会大阪事務所については、大阪とその周辺地域が中小企業の大集積地であることに鑑み、独禁法の不正取引、とりわけ優越的地位の濫用関係、下請け関係部門のマンパワーを大幅に増強するよう国に要望してください。

要望提言項目 37 近畿経済産業局の下請け法検査官のマンパワーを増強するよう国に要望を

公正取引委員会と車の両輪の機能を果たしている近畿経済産業局の下請け法検査官についても、上記と同様にマンパワーを大幅に増強し、なおかつ立ち入り検査できるような権限強化付与も含めて国に要望してください。

5、各業界からの要望と提言

(1) 中小旅行業者に対する支援策について

要望提言項目 38 大阪を中心とした着地型観光推進のための「大阪ワンストップサービス(仮称)」の仕組み構築

大阪府では、「大阪の観光戦略」(2012年3月25日)を受けて、関西の観光インバウンド拠点「大阪」に向けた取り組みが進められています。こうした取り組みもあり、来阪外国人旅行者数(インバウンド)と宿泊者数は着実に伸びています。また、これら来阪旅行者の宿泊や移動の予約は、世界的傾向として、店舗を持たないOTA(Online Travel Agent)に移行する傾向が顕著となっています。海外からの旅行者のニーズも、いわゆる観光地を見て回るスタイルから、地域の歴史や自然、日本の文化をじっくり体験するスタイルへ変化しつつある中で、受け入れ側の視点に立った着地型観光¹³も注目されています。

このような社会的な動向を踏まえ、大阪の地域資源を最大限に生かしつつ、地域でお金が回る仕組みをつくり、地域の活性化を図っていくことが求められています。大阪府では、東京オリンピックの開催(2020年)や万国博覧会の大阪開催(2025年)などを想定して「観光による大阪の地域創生」をめざしています。それを府民や中小企業にとって実感あるものにするためには、東京資本や海外資本に資金が吸い上げられることなく、地域の資源を生かして大阪の地域で資金が循環する仕組みをつくる必要があります。その視点から、産学官の知恵を結集して、大阪を中心とした着地型観光のための「大阪ワンストップサービス(仮称)」の仕組みの構築が必要です。例えば、関西国際空港や主なターミナルにその窓口を設置する。その際、地元で詳しい阪二種三種旅行業(中小旅行業者)の力を結集させて実施するなど。

¹² すでに処理済の伝票を取り消すために発行される伝票のことです。赤字で記載されるため赤伝と言います。返品があった場合などに赤伝処理(返品伝票)を切ります。これによりすでに発行された売上伝票は、経理処理の上で取り消されたこととなります。

¹³ 「旅行者を受け入れる側の地域(着地)側が、その地域でおすすめの観光資源を基にした旅行商品や体験プログラムを企画・運営する形態を「着地型観光」と言います。独自性が高く、ニューツーリズムを始めとして、その地域ならではのさまざまな体験ができることから、各地域の魅力を味わう上でおすすめです(観光庁ホームページより)

要望提言項目 39 地域貢献度が高い中小旅行者によるオール大阪の観光支援策

地域貢献度が高く一定の審査基準をクリアするなど信頼できる中小旅行者を取りまとめ、地域の歴史や文化、地域産業などをご案内するオール大阪の観光支援の仕組みを構築してください。

要望提言項目 40 中小旅行者に対する活路開拓助成金（仮称）の創設

上記要望項目 39 に取り組む中小旅行者に対し、活路開拓助成金（仮称）を創設するなど積極的な観光産業育成策を進め、中小旅行者の振興を図る。

(2) 中小 IT 企業に対する支援策について

要望提言項目 41 大阪府主催で中小 IT 企業を紹介・展示する場（フェア等）の開催

中小 IT 企業を一般企業に紹介するフェアは、IBM など大手企業が実施していますが、参加費等が高く、気軽に利用できるものとは言えない状況です。そこで年に数回、大阪府主催で安価に一般企業に対する中小 IT 企業の製品・サービスを、紹介・展示する場（フェア等）を開催してください。行政の信用性もあり、中小 IT 企業の振興及び一般企業の IT 化・生産性向上につながります。

(3) 中小建設業及び建設コンサルタント等に対する業務発注について

新規 要望提言項目 42 公共事業等の発注あたっては、受託する事業者の就労環境に十分な配慮を

公共事業や業務の発注にあたって、受託する事業者の就労環境に配慮されず、結果として、社員の労働強化、ストレスの増加等の問題が起きています。例えば、金曜日の夕方、発注の担当者から次週月曜日までの業務を指示され、残業や休日勤務を余儀なくされるケースがあります。

働き方改革を推進していくためには、それぞれの会社において自助努力すべきこともありますが、公共事業やコンサルタント業務に従事する建設業と建設コンサルタント等にとっては、発注側の適切な対応も必要と考えます。

以上